検討事項1 人事交流の強化

方向性

職員育成、相互理解を進めるため都と区市町村の人事交流を検討

検討内容等

- 1 区市町村から都への派遣について
 - 令和元年9月に「区市町村職員の都児相への派遣に関する意向調査」を実施

※自治体数

	児童福祉司		児童心理司		一時保護所職員	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期
区部	19	4	13	8	9	4
市町村部	2	11	0	2	0	2

【自由意見】

- ・ 派遣先は、管轄の児童相談所にしてほしい
- ・ 人員体制上、1か月の派遣であっても難しいため、1週間程度の派遣を検討してほしい
- 区市町村職員の都への長期派遣受入枠の拡大を検討
- 人員体制上、長期派遣が難しい自治体も多いことから、短期派遣研修の実施を検討
- 2 都から区市町村への派遣について
 - 平成31年度の都の児童福祉司の定数は315人であり、政令基準数372人(4万人に1人)に対し、57人不足
 - 令和4年度から適用される政令基準数491人(3万人に1人)に対しては、176人の不足
 - 児童相談所の専門職の確保、育成は喫緊の課題となっており、現状において区市町村への派遣は困難

検討事項1 人事交流の強化

来年度の取組事項

1 区市町村職員の都への長期派遣受入の拡大

×人数

年度	児童福祉司	児童心理司	児童福祉司 (中堅)	一時保護所 職員	事務職員	合計
令和元年	37	12	4	18	6	77
令和2年 (予定)	42	16	4	21	6	89

2 区市町村職員の都への短期間の実習実施

子供家庭支援センター職員が、管轄の児童相談所で5日程度の実務を経験する

【研修プログラム例】

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
・児童相談所の業務の説明	・緊急受理会議参加	・保護所体験	・ブロック会議参加	・援助方針会議参加

面接同席・家庭・学校訪問等同行、施設訪問(一時保護所・児童福祉施設等)などOJTを通して学ぶ

検討事項2 人材育成の連携

方向性

都と区市町村の合同研修充実等の検討

検討内容等

○ 令和元年8月に「東京都児童相談所職員研修に関する調査」を実施

【主な意見】

- ・ 児童相談所の研修全般について、区市町村職員が参加可能なものは開放してほしい
- 困難事例を用いた事例検討、東京ルール、リスクアセスメントシートのつけ方などについての合同研修を希望
- DVDでの受講やネット配信、テレビ会議などを活用した研修を実施してほしい
- ・ 多摩地域での研修開催を増やしてほしい

来年度の取組事項

1 東京都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目を拡大

- 〇 講義形式を中心に拡大
- 児童福祉司の研修以外にも児童心理司や一時保護所職員の研修についても開放を調整中

2 合同研修の充実

所長やスーパーバイザー、中堅、新任職員等、経験や職層に応じて区市町村職員と実践型の合同研修を実施

3 研修のDVD貸し出しや市町村部での研修開催

- ① 児童相談の基本的事項を中心とした研修を多摩地域にて実施
- ② ①の内容等で研修DVDを作成し、児童相談所職員や区市町村職員に貸出を行う

4 テレビ会議システムを活用した研修

配備状況を見ながら、引き続き活用方法を検討

検討事項3 保護者支援の協働

方向性

区市町村の保護者支援に児童相談所の専門的機能の活用や協働を検討

検討内容等

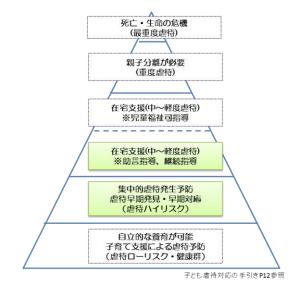
- ワーキンググループを立ち上げ、検討を実施
- 事前調査で希望の多かった子供家庭支援センターの心理専門支援員の支援策を中心に検討
- 心理専門支援員の活用についての各区市町村へのヒアリングを実施

【状況】

- ・ 心理専門支援員の雇用形態は、自治体により常勤・非常勤さまざまとなっている
- ・ 心理専門支援員が少人数である自治体が多い
- ・ 心理専門支援員が配置されていたとしても、経験者が少なくアセスメントや心理ケアを活用した支援が困難

【要望】

- ・ アウトリーチによる研修や管轄の児童相談所での研修などを開催してほしい
- ・児童相談所で実施しているグループケアに参加し、学ぶ機会がほしい
- ・ 児童相談所の児童心理司にスーパーバイズしてほしい
- 子供家庭支援センターが関わる虐待ハイリスク群、軽度〜中度の虐待ケース の保護者に対する個別面接時の対応力(アセスメント及びケア)向上のため、 児童相談所が持つノウハウを活用する



検討事項3 保護者支援の協働

来年度の取組事項

1 研修の実施(集合研修、短期実習)

- 子供との関わり方を保護者へ指導する技法について、研修を実施
- 子供家庭支援センター心理専門支援員が、児童相談所での短期間 の実習を通して、心理的な側面からの保護者や子供との関わり方、 指導方法を学ぶ

2 ツールの活用

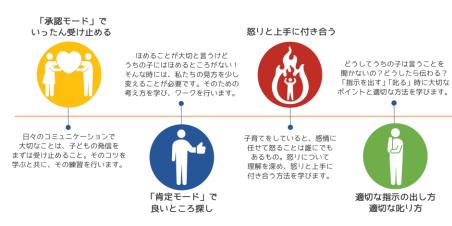
○ 児童相談所における保護者支援のための各種リーフレット等を 子供家庭支援センターでも活用できるようにする

3 児童心理司と心理専門支援員の連携

○ 児童相談所の児童心理司と管轄の子供家庭支援センター心理専門 支援員による連絡会を定期的に実施し、心理的側面からのケースの 支援方法などについて、意見交換を行う

(研修イメージ)

4 つの Point で子育てをもっと楽にもっと楽しく!



(リーフレットイメージ)





検討事項4 保有施設の活用

方向性

区市町村の保有施設での一時保護や児童相談所の拠点設置の検討

検討内容等

○ 第一回東京都児童相談体制等検討会での確認事項

【児童相談所の課題】

- ・ 虐待通告の増加に伴い、年間を通して一時保護所の入所人数が定員に対し100%を超えており、一時保護所が不足
- · 児童福祉司、児童心理司の急増(H27:287人⇒H31:456人)に伴い、施設が狭隘化

【区市町村の課題】

- ・ 職員の入れ替わりが頻繁であり、常勤・非常勤ともに約6割が経験年数2年以下
- ・ 非常勤が占める割合が高く、経験の蓄積や共有が課題

【連携上の課題】

- 調査や保護者対応が不十分な段階で、児童相談所に送致や一時保護の依頼がなされる場合がある。
- 児童相談所の一時保護、施設の入退所等の判断が不明瞭な場合や地域への説明が不十分な場合がある
- 施設の有効活用、人材育成、連携強化に向けたモデル事業の実施に向けて、個別に区市町村と調整 (都と区市町村が人材、施設の相互活用を行いながら、児童相談所と子供家庭支援センターが共同で相談対応を行う)

検討事項4 保有施設の活用

来年度の取組事項

1 連携強化事業の拡大

- 都の児童相談所に管理職を含めた区市町村職員を派遣するなど連携を強化
- 令和元年度は、港区・新宿区・墨田区・中野区・練馬区で実施
- 新たに連携事業を検討中の自治体と調整中

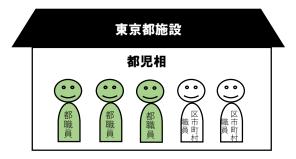
2 練馬区との共同モデル

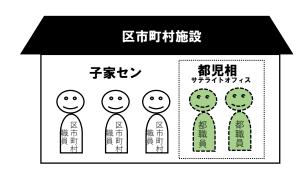
- 令和2年7月に完成予定の練馬区子供家庭支援センター内に、都の児童相 談所のサテライトオフィスを設置
- サテライトオフィスでの想定業務
 - 子供家庭支援センターと児童相談所職員との情報共有
 - ・ 個別ケース検討会議の開催
 - 虐待通告時の調査を合同で実施
 - 児童や保護者との面接
 - ・ 家庭訪問の拠点など

3 新宿区との共同モデル

- 新宿区の児童相談所開設が当面の間(最低3年程度)延期
- 令和3年完成予定の新宿区の一時保護所予定施設を都の一時保護所として活 用する方向で検討
- 一時保護所では新宿区の職員を受け入れ、人材育成の場としても活用する

(イメージ)







検討事項5 情報共有方策の検討(共通のリスク評価ツール等)

方向性

ICT等を活用した都と区市町村の共通のリスク評価ツール等の導入

(虐待リスク評価アプリ画面の一部)

検討内容等

○ 虐待リスクを評価するアプリケーションを開発した大学の研究グループ の協力を受け、児童相談所、子供家庭支援センター(4つの機関)で試行

【良かった点】

- 手書きで記入するよりもすばやくリスク判定が行える
- リスクに点数をつけることで「見える化」されるようになった
- 新任職員の人材育成に活用できる

【改善を要する点】

- 従来のリスクアセスメントシートも同時に作成するため、負担が大きい
- 現在のアプリでは、リスクを判定するには項目数が不十分
- 年齢等通告時点では不明な事項が多いが、不明の選択肢がない

中度虐待以上リスク計算(0-3歳) リスクを評価したいケースについて、以下の質問であてはまるところを選択して 1.被虐待児の年齢は何歳ですか(自動入力) 3 歳 2.虐待の第一発見者は誰ですか。以下の中から一つ選んで ください。 自治体職員(児童委員・主任児童委員/市区 町村·都道府県職員) 教育機関(保育所/幼稚園/児童館/放課後 児童クラブ/その他の児童福祉施設/学 学習塾等その他教育機関 リスクスコアに基づく10段階評価 (1-10)中度虐待以上の%

来年度の取組事項

東京都版リスク評価アプリを開発(改良)

- 既存のリスク評価アプリを、東京ルールで定めている都と区市町村共通のリスクアセスメントシートを基に東京都 版リスク評価アプリを開発する
- アプリ開発に必要な分析データ(実際のリスクアセスメントシートを用いた評価結果)の調査を実施

検討事項5 情報共有方策の検討(テレビ会議システムの拡大)

方向性

平成31年度試行しているテレビ会議システムを拡大する

検討内容等

- テレビ会議システムの活用について
 - ① 児童相談所業務における体制強化 専門課長によるスーパーバイズ、児童相談所間のケース移管に係る協議
 - ② 児童相談所と区市町村との連携強化と業務効率化 個別ケース検討会議の開催、送致・援助要請に係る協議
- 令和元年度の試行状況 3か所の児童相談所及び1か所の区で実施

【効果】

専門課長のスーパーバイズの増加、業務の効率化(移動時間の短縮等) 情報共有の迅速化、研修での活用

【検討部会での意見】

- ・複数年の実績・効果を踏まえた検討が必要
- ・ 児童相談所の管轄区域が広範な多摩地域での試行を実施してほしい

来年度の取組事項

テレビ会議システムの試行を拡大

- 児童相談所3か所からすべての児童相談所(10か所)に拡大
- 区市町村は、1自治体から3自治体に拡大(区部2か所、市部1か所)
- 試行期間を令和3年度までに延長

<u>地域児相</u>



個別協議



送致•援助要請 逆送致•指導委託







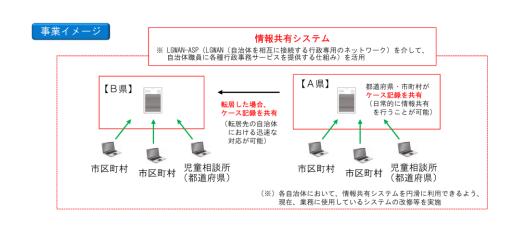
検討事項5 情報共有方策の検討(情報共有システム)

方向性

ICT等を活用した都と区市町村の情報共有システム導入の検討

検討内容等

- 令和元年 8 月に「子供家庭支援センターにおける相談情報の管理方法の調査」を実施
 - ① 相談情報システムによる管理 37自治体
 - ② その他アクセスやエクセル、紙ベース等による管理 25自治体
- 自治体間の情報共有システム構築について
 - ・ 国の情報共有システムが令和3年度に運用開始を予定
 - ・ 1月に全国に周知された情報共有システムの仕様書について 検討部会で共有、課題を確認
 - ・ 確認した課題等を踏まえ、都及び各自治体で国へ意見を提出
 - ・ 国の情報共有システムに参加の方向で検討



来年度の取組事項

全国要保護児童等の情報共有システムの活用に向けた検討

- 情報共有システム導入の検討に当たり必要となる個人情報保護との関係の整理や全国共通の運用方法についてなど、引き 続き国へ確認
- 国の情報共有システム仕様書を踏まえ、共有する情報の範囲等、都内における情報共有の運用方法等について検討を行う

検討事項6 東京ルールの見直し

方向性

区市町村への送致等の運用開始と特別区児相設置を踏まえた見直し

検討内容等

- 平成28年児童福祉法改正により新設された区市町村への送致及び指導委託に対応するため、都と区市町村からなる 検討委員会を立ち上げ、東京ルールの改定を検討(平成29年度~平成30年度)
- 検討結果を踏まえ、今年度、移行期間(4月~9月)を設定し、実施状況を確認 令和元年8月「東京ルール移行期間における課題調査」を実施 【主な意見】
 - ・ 書類の受渡し方法など具体的な手続きについて、統一ルールを定めてほしい
 - ・ 子供家庭支援センターも活用できるリーフレットを提供してほしい
 - ・ 施行後も引き続き必要に応じて丁寧な引継ぎを実施してほしい
- 上記意見を踏まえ、令和元年10月1日から本格施行
- 令和2年度から設置される特別区児童相談所に対応したルールの検討

来年度の取組事項

1 新たな東京ルールの実施

- (1)特別区児童相談所設置後も、区内部の連絡調整を除き、従来どおり東京ルールに基づき対応(令和2年4月1日施行)
- (2) 本格施行後の区市町村及び児童相談所の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを検討

2 リスクアセスメントシートの更なる見直し

- (1) 国のリスクアセスメントシートに関する調査研究結果等を踏まえ、リスクアセスメントシートの更なる見直しを図る
- (2) 見直したリスクアセスメントシートは、検討事項5の東京都版リスク評価アプリの開発に反映